

京都市地域子育て支援ステーション事業に関するQ & A

目次

1 地域子育て支援ステーション事業の役割等について	2
Q 1 地域子育て支援ステーション事業とは、どのような事業か。	2
Q 2 基幹ステーション、地域ステーションのそれぞれの役割は何か。	2
Q 3 基幹ステーションや地域ステーションの指定は、どのように行うのか。また、毎年行うのか。また、委託事業とはどのようなものか。	2
2 委託事業（基幹ステーション）について	3
Q 4 ネットワークの構成区域である「小学校通学区域」とは何か。	3
Q 5 基幹ステーションの主な役割は、小学校通学区域単位のネットワークの構築ということだが、基幹ステーションのない区域はどうするのか。	3
Q 6 複数のステーションがある小学校通学区域内において、複数のステーションが基幹ステーションに手を挙げた場合、どうするのか。	3
Q 7 基幹ステーションが、基幹ステーションのない他の小学校通学区域の基幹ステーションとしての役割を担う場合、所在区域ではどのような役割を果たす必要があるのか。	3
Q 8 地域に既に子育てに関するネットワークがある場合でも、基幹ステーションが新たにネットワークを構築しないといけないのか。	3
Q 9 「地域の育児力向上を目的とする会議」の構成機関はどのようなところか。	4
Q 10 「地域の育児力向上を目的とする会議」の議題はどのような内容にすれば良いか。	4
Q 11 「地域の育児力向上を目的とする会議」と児童館の運営協力会や学校運営協議会は構成機関が重複する場合が多いが、棲み分けはどうするのか。	5
Q 12 児童館の運営協力会は事業費加算の対象であるが、その扱いはどうなるのか。	5
Q 13 「地域の育児力向上を目的とする研修」の対象機関はどのようなところか。	5
Q 14 「地域の育児力向上を目的とする研修」のテーマはどのような内容にすれば良いか。	5
Q 15 基幹ステーションであることを対外的にどのように知らせるのか（例えば、パンフレットへの掲載や看板への記載など）。また、看板代は支給されるのか。	5
Q 16 委託事業（基幹ステーション）実施のために購入した備品（オンライン機器等）に係る経費は支出の対象となるのか。	6
Q 17 ステーション事業の委託料と児童館、保育園（所）及び認定こども園に支出している国庫補助を活用した委託料及び運営費との整理は、どう考えているのか。	6
3 旧任意事業について	7
Q 19 任意事業への補助金を廃止とした理由は。	7
Q 20 例年、実施している事業であり既に関係機関と実施に向けた検討を進めているが、補助金が廃止されると事業の実施が困難になる。今後、ネットワークを活用した事業は実施しなくてもよいのか。	7

1 地域子育て支援ステーション事業の役割等について

Q 1 地域子育て支援ステーション事業とは、どのような事業か。

A 1 小学校通学区域を基礎単位とする、より身近な地域において、市内すべての児童館、保育園（所）及び認定こども園を「地域子育て支援ステーション（以下「ステーション」という。）」に指定し、これらの施設の子育てに関する知識や経験等を活用することにより、地域の育児力の向上を図る活動を行うとともに、関係機関と連携して、児童に対する適切な援助及び子育て中の家庭を支援することを目的とした事業です。

実施する事業には、「共通事業」と「基幹事業」の2種類があり、それぞれ「京都市地域子育て支援ステーション事業実施要綱」第5条に定められています。

Q 2 基幹ステーション、地域ステーションのそれぞれの役割は何か。

A 2 ステーションの役割としては、

- ① 地域（小学校通学区域）の子育てネットワークづくり
- ② ネットワークを活用した子育て支援の地域展開

の2つであり、①②の双方の役割を担うものを「基幹ステーション」、②のみを担うものを「地域ステーション」とします（地域（小学校通学区域）の子育てネットワークには、すべてのステーションが参画します。）。

こうした役割の違いを踏まえ、基幹ステーションは「京都市地域子育て支援ステーション事業実施要綱」第5条に定める共通事業及び基幹事業を、地域ステーションは共通事業のみをそれぞれ実施いただきます。

Q 3 基幹ステーションや地域ステーションの指定は、どのように行うのか。また、毎年行うのか。また、委託事業とはどのようなものか。

A 3 **指定について**

各児童館、保育園（所）及び認定こども園について、「基幹ステーション」、「地域ステーション」の別を明示して指定し、それぞれに通知します。

また、以下のいずれかに該当しない限り、指定は将来にわたって継続するものとし、年度ごとの指定及び通知は行いません。

- ① 基幹ステーション、地域ステーションの区分を変更する場合
- ② ステーション事業実施施設が廃止又は休止された場合
- ③ ステーション事業が廃止又は休止された場合
- ④ その他、市長が指定を継続することが適当でないと認める場合

なお、①の基幹ステーション、地域ステーションの区分の変更は年度ごとに行うこととし、毎年度2月末までに文書で京都市に申し出ることとします。

委託について

委託契約は、基幹事業を行う基幹ステーションを運営する社会福祉法人等と京都市との間で締結することとします。

なお、年度ごとに基幹ステーション、地域ステーションの区分の変更ができることとしていることを踏まえ、委託契約の期間は1年間とします。

したがって、委託契約の手続きは、毎年度行うこととなります。

2 委託事業（基幹ステーション）について

Q 4 ネットワークの構成区域である「小学校通学区域」とは何か。

A 4 元学区ではなく、現在の小学校通学区域です。
今後、小学校の統廃合等があれば、その都度調整を行います。

Q 5 基幹ステーションの主な役割は、小学校通学区域単位のネットワークの構築ということだが、基幹ステーションのない区域はどうするのか。

A 5 基幹ステーションのない区域においては、近隣の区域の基幹ステーションがフォローすることを想定しています。その場合の委託契約はフォローする区域分も合わせて締結し、委託料も委託契約を締結した区域分となります。

Q 6 複数のステーションがある小学校通学区域内において、複数のステーションが基幹ステーションに手を挙げた場合、どうするのか。

A 6 まずは、手を挙げたステーションのいずれかが基幹ステーションのない空白区域において、基幹ステーションとしての役割を担っていただくことができないか検討しますが、隣接する小学校通学区域に空白区域がない等、他の区域の基幹ステーションとしての役割を担うことが現実的でない場合は、所在区域のネットワークづくりを担う基幹ステーションを複数置くこととします（なお、基幹ステーション間の協議により、いずれかの機関のみが基幹ステーションとなることは可能です）。

また、この場合、次のとおり取り扱うこととします。

- ① 複数の基幹ステーションがバラバラにネットワークを構築するのではなく、連携して1つのネットワークを構築する。
- ② 基幹ステーションの数に応じて委託料を按分する。

Q 7 基幹ステーションが、基幹ステーションのない他の小学校通学区域の基幹ステーションとしての役割を担う場合、所在区域ではどのような役割を果たす必要があるのか。

A 7 所在区域においても、「基幹ステーション」の役割を担うこととなり、「ネットワークの構築」を含めた共通事業及び基幹事業を行っていただくこととなります。

Q 8 地域に既に子育てに関するネットワークがある場合でも、基幹ステーションが新たにネットワークを構築しないといけないのか。

A 8 基幹ステーションの役割として、「地域（小学校通学区域）の子育てネットワークづくり」を実施し、地域の子育て支援の中核を担うことを求めています。当該区域にネットワークが既に存在している場合は、新たなネットワークを作る必要はありません。

その場合、既存のネットワークを活用する、あるいは連携する（基幹ステーションが参画していなければ、必ず参画するとともに、幹事機関と連携する）ことにより、参画機関の増員や共同事業の実施に中核的な役割を果たし、もってネットワークの充実を図ることとします。

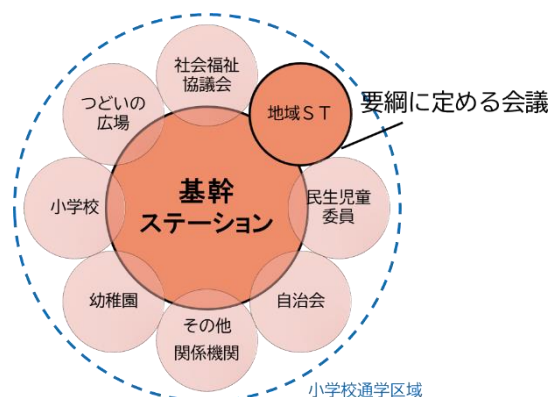
Q 9 「地域の育児力向上を目的とする会議」の構成機関はどのようなところか。

A 9 原則として、地域子育て支援ステーションのみ（＝担当する地域（小学校通学区）内すべての児童館、保育園（所）及び認定こども園）を想定しています。

※ ただし、自施設の担当する地域において地域子育て支援ステーションがない場合は、地域において子育て支援に携わる団体のうち少なくとも1つ以上の機関と連携していただくことを想定しています。

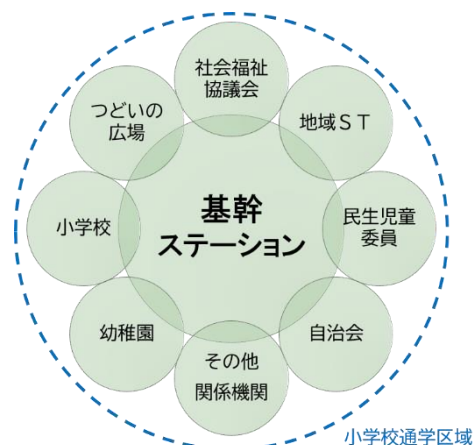
担当する地域にステーションがある場合

担当する地域のステーションを構成機関として会議を実施。



担当する地域にステーションがない場合

担当する地域において少なくとも1つ以上の子育て支援に携わる団体を構成機関として実施。



Q 10 「地域の育児力向上を目的とする会議」の議題はどのような内容にすれば良いか。

A 10 担当する地域（小学校通学区）における子育て支援について、意見交換・情報共有、具体的な支援の実施に向けた検討、各機関が経験した事例に基づく検討等を想定しています。また、「地域の育児力向上を目的とする研修」や「他の地域子育て支援ステーション職員等と連携した子育て支援の取組」に向けた会議も該当します。

※ 会議に要する費用は、委託料から支出してください。

Q11 「地域の育児力向上を目的とする会議」と児童館の運営協力会や学校運営協議会は構成機関が重複する場合が多いが、棲み分けはどのようにするのか。

A11 「地域の育児力向上を目的とする会議」については、原則として、地域子育て支援ステーションのみで構成される会議を想定しており、基本的には、構成機関及び協議事項が必ずしも同じではないことから、別物であると考えています。ただし、会議開催に係る負担軽減の観点から、構成機関が重複している場合は、既存の会議の前後に時間を設けて「地域の育児力向上を目的とする会議」を実施していただいても構いません。

Q12 児童館の運営協力会は事業費加算の対象であるが、その扱いはどうなるのか。

A12 A11 のとおり、運営協力会と「地域の育児力向上を目的とする会議」は別の役割を担っているため、要件を満たせば、運営協力会に係る事業費加算の申請は可能です。

Q13 「地域の育児力向上を目的とする研修」の対象機関はどのようなところか。

A13 地域において子育て支援に携わる方（地域子育て支援ステーション職員、関係機関職員及び主任児童委員等）を想定しています。

Q14 「地域の育児力向上を目的とする研修」のテーマはどのような内容にすれば良いか。

A14 担当する地域（小学校通学区域）の現状に応じて、自由にテーマを設定いただいて構いません（ただし、地域の育児力向上を目的としたものに限る）。

また、講師は、プロの研修講師だけでなく、学区内の子育て施設職員や学校長、消防団員等に依頼いただいても結構です。

Q15 基幹ステーションであることを対外的にどのように知らせるのか（例えば、パンフレットへの掲載や看板への記載など）。また、看板代は支給されるのか。

A15 ステーションを利用する市民にとっては、基幹ステーションと地域ステーションの違いは重要ではないと考えられることから、無用の混乱を防ぐという観点も踏まえ、対外的には「地域子育て支援ステーション」として周知を図ることとします。

一方、対内的には、各小学校通学区域で中核的な役割を果たすステーションがどこであるか把握しておく必要があることから、本市関係部署及び各ステーションに対しては、基幹ステーションの一覧を配付する等により、情報と認識の共有を図ることとします。

なお、パンフレットへの掲載や看板の設置は任意とし、費用については、委託料から支出していただいても差し支えありません。

Q16 委託事業（基幹ステーション）実施のために購入した備品（オンライン機器等）に係る経費は支出の対象となるのか。

A16 備品の購入については、以下の基準に合致する場合に限り、認めることとします。

- ① 価格が税込5万円以下であること。
- ② 当該年度に同一の物品を購入していないこと。
- ③ 事業の実施に必要不可欠であること。
- ④ 必要最小限の購入とすること。
- ⑤ ステーション事業で継続的に使用する物であること（単発の事業で使用する物ではないこと。）。
- ⑥ ステーション事業以外の他の事業で使用しないこと。

なお、オンラインによる事業実施は、委託事業（基幹ステーション）について認めることとし、これに際して必要な物品の取扱いは次のとおりとします。

＜対象となるオンライン機器の例＞

パソコン周辺機器（Webカメラ、マイクスピーカー、ヘッドセット、Web会議システム有料ライセンス 等）

※ スクリーンやプロジェクター等は、レンタル店を御活用ください。

なお、委託事業（基幹ステーション）において、備品を購入された翌年度以降に、同一の備品を購入された場合は、状況を確認させていただき、場合によっては補助の対象と認めない場合もありますので御了承ください。

Q17 ステーション事業の委託料と児童館、保育園（所）及び認定こども園に支出している国庫補助を活用した委託料及び運営費との整理は、どう考えているのか。

A17 基幹事業を行う基幹ステーションに対しては、京都市から「基幹ステーション委託料」を支払います。共通事業のうち「子育て相談の実施」、「子育て情報の収集・発信」、「地域の関係者と連携した、子育て支援の取組の実施」については、児童館活動指針及び保育所保育指針において、それぞれ児童館、保育園（所）及び認定こども園の本来業務であると位置付けられています。

そのため、これらについては児童館の運営委託料、保育園（所）及び認定こども園の運営費の範囲内で実施することとし、ステーション事業としての委託料は支払いません。

Q18 共通事業（４）「地域の関係者と連携した子育て支援の取組の実施」と、基幹事業（７）「地域子育て支援ステーション職員、関係機関職員及び主任児童委員等の地域において子育て支援に携わる者と連携した子育て支援の取組の実施」は、何が違うのか。

A18 各取組における連携先が異なっており、共通事業（４）は広く地域の関係者と連携した取組としているのに対し、基幹事業（７）は基幹ステーションの役割である「地域（小学校通学区域）の子育てネットワークづくり」を踏まえ、各地域の他ステーション及び子育て関係機関等と連携して取組を実施いただくものとしております。

3 旧任意事業について

Q19 任意事業への補助金を廃止とした理由は。

A19 任意事業への補助金は、全庁横断的な行財政改革の中で、より効果的・効率的な手法を検討するために令和5年度まで休止としておりましたが、従来の任意事業については、保育所保育指針及び児童館活動指針に基づいた各施設の本来業務として可能な範囲で実施をいただくものとし、令和6年度以降は当該補助金を廃止とします。

なお、基幹ステーションの委託料を「他の地域子育て支援ステーション職員等と連携した子育て支援の取組」にも使用できるよう、より汎用性の高い内容に見直しております。

Q20 例年、実施している事業であり既に関係機関と実施に向けた検討を進めているが、補助金が廃止されると事業の実施が困難になる。今後、ネットワークを活用した事業は実施しなくてもよいのか。

A20 補助事業は廃止となりますが、事業の実施を妨げるものではなく、保育所保育指針及び児童館活動指針に基づき、各施設の本来事業として実施するなど、できる範囲で実施することを御検討いただきますようお願いいたします。